

主催・共催・協賛・後援規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク（以下「当法人」という。）が 関与する主催、共催、協賛、後援についての基準および承認手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「主催」とは、当法人が事業の主体となり、当法人の責任においてその催しを開催することをいう。すなわち当法人が催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する。

2. 「共催」とは、当法人を含む複数の団体が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものである。共催団体とは、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容（プログラム委員会等における企画内容についての協議）、運営、経費負担等について協議を行う団体をいう。
3. 「協賛」とは、当法人以外の第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義ではあるが、協賛金または労務提供等の負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへの当法人の関与の度合いの程度が大きい場合をいう。
4. 「後援」とは、当法人以外の第三者が開催の主体になる事業について、当法人がその催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

(適応基準)

第3条 当法人が催しを主催、共催する場合には、次に挙げる事項（ア）～（キ）に則っていることを基準として個別に判断する。また、当法人以外の団体等が主体となる事業に関して協賛または後援の依頼があった場合には、次に挙げる事項（ア）～（キ）のいずれも満たすことを基準として個別に判断する。

- （ア） 当法人の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- （イ） 営利を目的とする事業ではないもの。
- （ウ） 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
- （エ） 公益性があると認められるもの。
- （オ） 開催者と当法人の間に利益相反上の問題が認められないもの。
- （カ） 主催者が行事等を開催するための事務組織を有するとともに、必要な資金を確保することができると認められるもの。
- （キ） 特定の宗教的色彩の強い行事等を含まないもの。

(申請・手続き)

- 第4条 当法人が催しを主催、共催または協賛する場合には、理事会で開催を決定する。
2. 第三者主催の事業等に関して当法人が共催・協賛・後援の依頼を受けた場合には、原則として開催日の1ヶ月前までに、その主催者から申請依頼書を提出いただき、当法人の理事会で審査し、第三条の基準に則り承認の可否を判断する。
 3. 理事長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知する。

4. 第三者団体は催しが終了後、速やかにその実施報告書を当法人に提出する。
5. 虚偽の申請等により共催・協賛・後援が取り消された場合は、5年間、当該主催者等が主催する行事等に対しての共催・協賛・後援は受け付けないものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

(実施の時期)

この規程は、平成29年1月20日から実施する。

(様式1)

申請日 平成 年 月 日

特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク 理事長 殿

共催・協賛・後援名義使用申請書

団体名 :
代表者名: _____ ⑩

下記のとおり、貴法人の共催・協賛・後援を申請いたします。

申請の種類	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 協賛 <input type="checkbox"/> 後援	
企画の名称		
主催団体名		
開催日・開催期間	年 月 日()～ 年 月 日()	
開催場所	会場名	
	所在地	
企画の概要		
他の共催・協賛 ・後援団体		
参加人数	約 人	
参加職種		
参加費等		
連絡先	団体名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メール	

申請書のほか、趣意書、組織委員会名簿、開催概要パンフレット・プログラム等を添付してください。

(様式2)

報告日 平成 年 月 日

特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク 理事長 殿

共催・協賛・後援実施報告書

団体名 :

代表者名 : _____ ⑩

下記のとおり、貴会の共催・協賛・後援の承認を受け、企画が実施完了しましたので報告いたします。

企画の名称		
主催団体名		
開催日・開催期間		年 月 日()～ 年 月 日()
開催場所	会場名	
	所在地	
企画の実施内容		
参加人数		人

報告書のほか、企画の実施内容がわかる書類等があれば添付してください。